

## 第55号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「，第3条並びに前条」を「並びに第3条から前条まで」に改める。

第6条第4項中「第4条」の次に「から第4条の4まで」を加え，「申請」を「それぞれ申請」に，「同条第1項」を「第4条第1項」に改める。

別表第3 3の項中「158万円」を「159万円」に，「194万円」を「195万円」に，「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

この条例は，令和元年10月1日から施行する。ただし，第5条第3項第2号の改正規定及び第6条第4項の改正規定は，公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正等に  
伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料の徴収)

第5条 同じ事項の証明を2通以上請求する者又は数人を列記してその者に対する証明を請求する者には、1通又は1人ごとに第2条の手数料を徴収する。ただし、本籍、住所又は居所が同じ場合の家族に対して同一事項を証明する場合は、この限りでない。

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。

(1) 略

(2) 官公署のためにする事務（第2条第26号から第52号まで、第73号及び第92号から第132号の19まで、第3条並びに前条に規定する事務を除く。）

(3)～(5) 略

4 略

第6条 第2条各号に規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、同条第47号に規定する手数料については、検査した日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2, 3 略

4 第4条 \_\_\_\_\_ に規定する手数料は、申請の際徴収する。ただし、同条第1項に規定する事務に係る手数料については、試験の結果が判明しなければその額を算出し難いときは、後納とすることができる。

並びに第3条から前条まで

から第4条の4まで

それぞれ申請

第4条第1項

別表第3（第4条関係）

事務の 区分	手数料	
略	略	
3 法	略	略
第11 条第 1項 前段 の規 定に 基 づく 貯 蔵所 の設 置の 許可 の申 請に 対す る審 査	浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの  <u>158万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの  <u>194万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量 が10万キロリットル以 上20万キロリットル未 満のもの  <u>226万円</u>
		略
	略	略
略	略	

		<u>159万円</u>
		<u>195万円</u>
		<u>227万円</u>